

徳島県告示第百三十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十九条第二項の規定により、介護老人保健施設の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

介護老人保健施設		開設者	サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地				
介護老人保健施設正静絹	阿南市桑野町岡元五十一	医療法人医正会	介護老人保健施設	令和六年一月二十六日	令和六年二月二十九日